

京都市訓令甲第 24 号
市 会 事 務 局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表事務局の庶務を担当する課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。

別表担当課長の項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 担当事務に係る支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)